

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の税制改正により、道路特定財源としての目的税から普通税へ変更されたことから課税免除措置が廃止される予定となっていたが、各界からの強い要請により 3 年間の課税免除措置が設けられ、平成 24 年度、平成 27 年度及び平成 30 年度の延長を経て、令和 3 年 3 月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除措置は、採石場内の重機、農林業における作業用機械や漁船、公共交通を支える鉄道や船舶等に活用され、県内の幅広い産業の経営安定に貢献してきたところである。

燃油価格が上昇する中、厳しい経営環境に置かれている地方の事業者にとって、課税免除措置が廃止されることは、さらに大きな負担を強いられることになるなど地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支える産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 10 月 2 日

岡山県議会議長 波多 洋治

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長